

## 本号で公布された条例のあらまし

個人情報の保護に関する法律施行条例（埼玉県条例第五十号）（文書課）

### 一 趣旨

個人情報の保護に関する法律の一部改正により、同法に地方公共団体等における個人情報の取扱い等に関する規定が定められたことに伴い、同法の施行について必要な事項を定めるための制定

### 二 内容

#### (一) 条例要配慮個人情報

性的指向及び性自認を内容とする記述等を条例要配慮個人情報とする。

#### (二) 安全管理措置

個人情報の取扱いの委託等を行う場合、個人情報の適切な管理のために必要な事項を契約等において定めることを義務付ける。

#### (三) 個人情報ファイルの保有等に関する事前通知

実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするとき、個人情報ファイルの名称や利用目的等を知事に通知する。

#### (四) 開示決定等の期限等

ア 開示決定等の期限を請求があった日から十五日とする。

イ 事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示決定等の期限を三十日以内に限り延長することができる。

ウ 特例延長を適用する要件を四十五日とする。

エ 開示実施時に本人確認を実施する。

#### (五) 埼玉県個人情報保護審査会

実施機関及び議長の開示決定等についての審査請求及び個人情報の適正な取扱いについての専門的な意見の求め等について諮問に応じ、調査審議する機関として埼玉県個人情報保護審査会を設置する。

#### (六) 施行状況の公表

開示請求の件数等の個人情報の保護に関する法律の施行の状況を公表する。

#### (七) 開示請求の手数料

開示請求に係る手数料は無料とし、開示の実施に要する費用として規則等で定める額の負担を求める。

#### (八) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料

行政機関等匿名加工情報を利用する者が納付する手数料は、二万千円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- ア 作成に要する時間一時間までごとに三千九百五十円
- イ 作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

(九) 罰則

埼玉県個人情報保護審査会の委員が守秘義務に違反した場合、一年以内の懲役又は五十万円以下の罰金を科す。

(十) 関係条例の廃止及び改正

- ア 埼玉県個人情報保護条例の廃止及びそれに伴う経過措置
- イ 執行機関の附属機関に関する条例の一部改正及びそれに伴う経過措置
- ウ 埼玉県情報公開条例の一部改正
- エ 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正

三 施行期日

令和五年四月一日